

# 長野労働局

- 労働条件に関するご案内
- 労働保険についてのご案内
- 働きたい方、働いている方へ
- 長野労働局のご案内
- 労働基準監督署
- 公共職業安定所(ハローワーク)
- 求人情報
- 県内関係機関
- サイトマップ

- 労働関係の情報・統計
- 事業主の皆様へ
- 労働問題でお悩みの方へ

長野労働局発表

22-38

平成22年9月24日

長野労働局職業安定部職業安定課

課長 小川修司

課長補佐 中村広文

地方職業指導官 輛剛

電話 026-226-0865

FAX 026-226-0157

担当

## 新卒者の就職支援対策を強化します！

～新卒者応援本部・新卒応援ハローワークを設置～

長野労働局(局長 本川 明)は、9月10日閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」に基づき、新卒者等に対するきめ細かな就職支援を集中的に実施し、将来ある新卒者の就職の実現に全力で取り組むこととし、本日から以下の施策を実施します。

### ○ 長野労働局新卒者就職応援本部の設置

地域の実情を踏まえた就職支援の企画・立案を行うため、労働局、ハローワーク、地方公共団体、産業界、労働界、学校等の関係者を構成員として「長野労働局新卒者就職応援本部」を設置しました。(別添1)

### ○ 新卒応援ハローワーク長野の設置

新卒者や未就職卒業者等が利用しやすい専門のハローワークとして、「新卒応援ハローワーク長野」をハローワーク長野に設置し、また、長野学生就職支援室をその分庁舎として設置しました。(別添2)

### ○ 新たに実施する支援施策

#### (1)新卒者就職実現プロジェクトの実施

・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(別添3)

・3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金(別添4)

#### (2)新卒者企業実習推進事業(新卒インターンシップ事業)の実施(別添5)

応募前に企業実習を行い、中小企業と学生とのマッチングを促進

# 「新卒者就職応援本部」の設置

別添1

長野労働局に「長野労働局新卒者就職応援本部」を設置し、関係機関、団体の連携・協力の下で新卒者の就職支援を効果的に推進する。

## 【構成機関】

- ・ 労働局・ハローワーク
- ※ 本部長：長野労働局長 本川明
- ・ 地方公共団体
- ・ 学校関係者
- ・ 産業界
- ・ 労働界

## 【事務局】

- ・ 長野労働局職業安定部職業安定課
- ・ 長野市中御所1-22-1 026-226-0865

## 【実施内容】

- ・ 地域における新卒者支援の実施状況の把握
- ・ 地域における新卒者の就職状況等の調査・把握
- ・ 「就職実現プロジェクト」(※)の周知・啓発
- ※ 新規学卒時に正規雇用として就職できなかつた者を採用した企業に対し、奨励金を支給
- ・ 「新卒者企業実習推進事業」(※)の実施についての調整
- ※ 短期のインターンシップの機会を提供
- ・ 雇用対策法に基づく指針の改正等についての周知・啓発
- ・ 事業主団体等への採用拡大の要請 等

# 新卒応援ハローワークの設置による新卒者等への就職支援の強化

別添2

「新卒応援ハローワーク長野」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブセンターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

新卒応援ハローワーク長野 長野市中御所3-2-3 TEL 026-228-1300  
(分庁舎) 長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階(長野学生就職支援室)  
TEL 026-228-0989

## 業務

### 【支援対象者】

- ・ 大学等（大学・短大・高専・専修・高校・中学）の卒業年次の在学生
- ・ 卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降の卒業生）

### 【支援内容】

① 大学等との連携による支援（大学担当者制の導入）

- ・ 定期的な出張相談
- ・ 大学等と連携した就職面接会の実施
- ・ 大学の就職支援担当者への支援
- ・ 保護者への要請・啓発
- ② 中小企業とのマッチングの強化
- ・ ジョブセンターが企業を訪問し、希望する人材像を把握して個別に求職者を選定しマッチング
- ・ ジョブセンターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布
- ③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実
- ・ 他地域での就職を希望する利用者への支援
- ・ 臨床心理士による心理的サポート
- ④ 求人開拓
- ⑤ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による就職促進

## 卒業後も就職活動を継続中の方へ

# 3年以内既卒者トライアル雇用のご案内

### 既卒者トライアル雇用から正規雇用に！

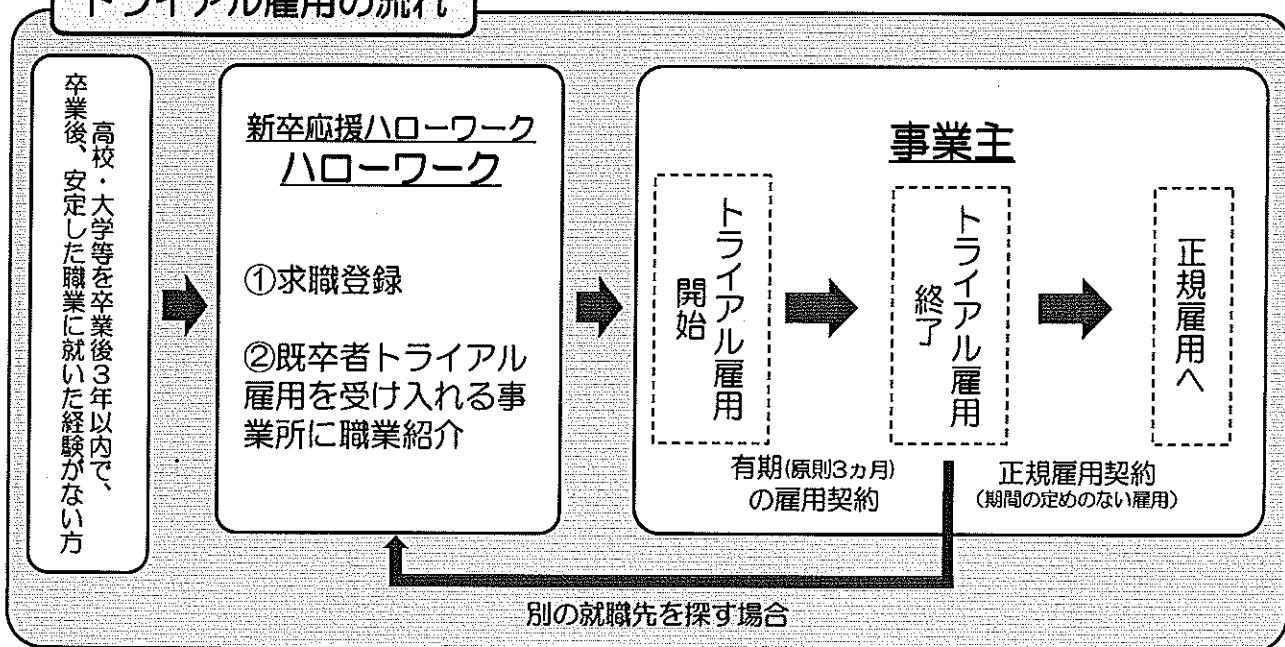
#### 3年以内既卒者トライアル雇用とは？

卒業後も就職活動を継続中の方（3年以内の新卒者の方）を対象に、原則3ヵ月の有期雇用契約により、必要な技能や知識を身につけるとともに、職場や職種への理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることをねらいとする制度です。類似のトライアル雇用では、7～8割の方が有期雇用契約後、正規雇用に移行しています。

#### 対象となる方

- 平成20年3月以降卒業の新規学卒者（※）で、卒業後も就職活動を継続中の方。（平成22年度の新規学卒者の方は、卒業日以降に本制度を利用できます）  
※中学、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者の方が対象です。
  - 卒業後、安定した職業に就いた経験がない方（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない方）。
  - 40歳未満の方。
- ※ハローワーク及び新卒応援ハローワークに求職登録を行うことが必要です。

#### トライアル雇用の流れ



※ 既卒者トライアル雇用の対象となる求人をハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出し、トライアル雇用を受け入れた事業主には、トライアル雇用終了後に最大30万円、また、トライアル雇用終了後に正規雇用した場合、雇入れから3ヶ月経過後に50万円が支給されます。

## 3年以内既卒者トライアル雇用の内容

### 1. 雇用の時期・期間は？

◆ 既卒者トライアル雇用の紹介開始は、卒業日の翌日以降です。

◆ トライアル雇用の期間は、原則3ヵ月です。

### 2. 雇用期間中の身分は？

◆ トライアル雇用期間中は有期雇用契約を締結します。

◆ トライアル雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

### 3. 雇用期間中の労働時間、賃金は？

◆ トライアル雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。

◆ 労働時間や賃金などについては、トライアル雇用を開始する時に、事業所が作成する「既卒者トライアル雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認の上、同意をしてください。

※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

### 4. トライアル雇用期間終了後は、必ず正規雇用される？

◆ 事業所の担当者と相談の上、「既卒者トライアル雇用実施計画書」に「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。

これを満たせば正規雇用に移行することになりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

### 5. トライアル雇用が終了したら？

◆ 事業所からハローワークまたは新卒応援ハローワークに「既卒者トライアル雇用結果報告書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されていますので、内容をよく確認し、同意をしてください。

※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

# 事業主の皆様へ

別添4

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での  
既卒者採用！

## 3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に100万円を支給

### どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。

※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

### 奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

### 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給

※ 奨励金の支給は同一事業所に1回（100万円）限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

## 奨励金支給の流れ

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出  
(卒業後3年以内の大卒者等を対象とする新卒求人)



②ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介  
(採用面接)



③正規雇用の開始  
(採用決定、正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から  
6カ月経過後

④事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請



⑤奨励金（100万円）の支給

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。  
(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・  
新卒応援ハローワーク

## 「新卒者企業実習推進事業」（新卒インターンシップ事業）

別添5

学生が、企業についてのイメージを持ち、採用意欲の高い中小企業に目を向け、応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう、応募前に企業実習を行うことができる機会を設け、中小企業と学生とのマッチングを促進する。

- 対象学生 次の在学生及び卒業年次を超えて在籍する者  
・ 卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降の卒業生）
- 対象企業 ハローワークに求人を提出している事業所（提出予定事業所含む）
- 実習期間 10日程度
- 受け入れ事業所への謝金の支給  
実習期間及び受け入れ人数に応じて謝金を支給